

令和6年4月19日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高 井 康 之
(公印省略)

建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等の範囲について（周知）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本医師会より通知がありました。

建築基準法第28条第1項及び同項の規定による建築基準法施行令第19条第1項においては、採光の基準の対象となる住宅等の建築物及びその基準が定められており、当該建築物には、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）のうち、支援を必要とする高齢者を通わせ、日常生活上の支援を行う事業を実施する老人デイサービスセンターが含まれております。

本通知は、令和5年12月の「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」における中間整理において、「地域の商業施設等がより総合事業に参画しやすくするための取組み（当該事業が行われる居室の採光のあり方）の検討を進めることが必要である」とされたことを受け、今般、厚生労働省より、いわゆる多様なサービスのみの実施を目的とする施設は老人デイサービスセンターではないため、建築基準法施行令第19条第1項に規定する建築物には当たらず、建築基準法第28条第1項（採光の基準）の適用ではない旨を周知するための事務連絡が発出されたこととお知らせするものです。

ついては、貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

（添付資料）

○介護保険最新情報 Vol. 1251

建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等の範囲について（周知）

（令6.4.12 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 事務連絡）

以 上

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737